

名古屋市総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年 7月18日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第52号

名古屋市総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する
条例

名古屋市総合リハビリテーションセンター条例（平成元年名古屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第 3条第 1項第 2号中「自立訓練」の次に「、同条第13項に規定する就労選択支援」を加え、「同条第13項」を「同条第14項」に、「同条第15項」を「同条第16項」に、「同条第16項」を「同条第17項」に改める。

第 5条第 1項第 2号中「おいて自立訓練」の次に「、就労選択支援」を加える。

附 則

この条例は、令和 7年10月 1日から施行する。